

県産材の利用に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、株式会社開進堂（以下「甲」という。）と富山県（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、第3条に規定する「建築物における県産材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「県産材」とは、富山県内の森林において合法的に伐採された立木を県内において製材・加工した木材をいう。ただし、県内ではできない加工を要する場合はこの限りではない。

（甲による建築物における県産材の利用の促進に関する構想）

第3条 甲は、自社の事務所を建設するにあたって、建築物の内装や什器等の備品類に県産材を積極的に利用することにより、2050年ネット・ゼロの実現や地域山村の活性化に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の利用を促進することによりSDGsに貢献していく。

（構想の達成に向けた取組の内容）

第4条 構想の達成に向けた甲の取組は次のとおりとする。

（1）甲は、富山県高岡市で整備を進めている自社の事務所において、内装木質化や備品類の整備にあたって、県産材を積極的に利用する。また、全ての使用木材については、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認されたものとする。

（2）甲は、乙と連携して、県産材を含む木材利用の意義やメリット等について、幅広い機会やメディアを利用し、積極的に情報を発信する。

（甲の構想を達成するための乙による支援）

第5条 乙は、甲の構想の達成に向け、甲に対し、技術的助言や木材調達等の情報支援を行うとともに、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

（構想の対象区域）

第6条 本構想の対象区域は富山県とする。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和12年9月30日までとする。

（その他）

第8条 甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況報告に協力するものとする。

2 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、各自その一通を保有する。

令和8年2月2日

甲 株式会社開進堂
代表取締役 山崎 真



乙 富山県知事
新田 八朗

